附　則

（施行期日）

この省令は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令様式第一ないし第四については、当分の間、改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

その他告示

○外務省告示第百九十七号

日本国政府は、平成二十一年五月十五日に香港で採択された「二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約」の加入書を平成三十一年三月二十七日に国際海事機関の事務局長に寄託していたところ、同条約は、その第十七条1の規定に従い、令和七年六月二十六日に効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同条約の加入書を寄託する際に、同条約第十六条6の規定に基づき、許可を与えられた自国の船舶の再資源化施設における船舶の再資源化に先立ち、日本国においては船舶の再資源化計画の明示の承認が要求される旨の宣言を行った。

同条約の締約国は、令和七年五月九日現在、次のとおりである。

バングラデシュ人民共和国、ベルギー王国、コンゴ共和国、クロアチア共和国、デンマーク王国、エストニア共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和国、インド、日本国、リベリア共和国、ルクセンブルク大公国、マルタ共和国、マーシャル諸島共和国、オランダ王国、ノルウェー王国、パキスタン・イスラム共和国、パナマ共和国、ポルトガル共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、セルビア共和国、スペイン王国、トルコ共和国

令和七年五月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

公　告

諸　事　項

破産手続開始